

自動車使用管理実績報告の集計結果（令和元年度実績）

大都市地域における窒素酸化物（NO_x）及び粒子状物質（PM）の環境基準達成のため、自動車排ガス対策を強化する必要性などを背景に、平成13年6月に「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（略称：自動車NO_x・PM法）が制定されました。

この法律では、1つの都府県の対策地域内で30台以上の対象自動車[※]を使用する事業者（特定事業者）は、事業活動に伴い自動車から排出されるNO_x・PMを抑制するための自動車使用管理計画を作成し、毎年その実施状況を報告することが義務付けられており、特定事業者のうち自動車運送事業者等^{※※}以外の事業者は知事へ提出することとなっています。

このたび、令和2年度に大阪府へ提出された令和元年度実績報告書（計画期間平成28～令和2年度）を集計しましたので報告します。

※対象自動車：乗用自動車、貨物自動車、バス、環境省令で定める特種自動車（軽、特殊自動車、小型二輪を除く。自動車の燃料の種別は問わない。）。

※※自動車運送事業者等：自動車運送事業者又は第二種貨物利用運送事業者（緑ナンバー車両）。

1 業種別特定事業者数

……事業者数及び車種別の使用台数（業種毎）

令和元年度実績報告書を提出した特定事業者数は、483者（60業種）であった。そのうち最も多い業種は「その他の卸売業（業種番号54）」（33者）、次いで「物品賃貸業（業種番号88）」（25者）、「その他の教育、学習支援業（業種番号77）」（それぞれ22者）であった。

特定自動車（合計65,707台）を最も多く使用する業種は「物品賃貸業（業種番号88）」（18,009台）、次いで「その他の生活関連サービス業（業種番号83）」（5,595台）、「飲食料品小売業（業種番号58）」（5,589台）であった。

2 業種別特定自動車の状況

……車種及び総重量別の使用台数（業種毎）

特定自動車（合計65,707台）の種類別台数は、多い順に乗用自動車（35,612台）、小型貨物自動車（15,620台）、特種自動車（7,140台）、普通貨物自動車（6,973台）、マイクロバス（340台）、大型バス（22台）であった。

そのうち、（NO_x・PM排出量の全体に占める割合が高い車種である）普通貨物自動車を多く使用する業種は、「物品賃貸業（業種番号88）」（2,291台）、「その他の事業サービス業（業種番号90）」（1,033台）、「各種商品小売業（業種番号55）」（657台）などであった。

H25~R1 年度における報告事業者数と特定自動車台数

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
特定事業者数	557	555	527	504	501	492	483
特定自動車台数	63,147	64,638	65,018	65,409	66,760	69,887	65,707

3 業種別の NOx 排出量

……NOx 排出量（業種毎及び事業者合計）

令和元年度における特定自動車からの NOx 排出量合計は 136.7 t/年であった。

業種別でみると、「物品賃貸業（業種番号 88）」（30.0t）と「廃棄物処理業（業種番号 85）」（25.9t）とで NOx 排出量合計の 40.9%を占めた。

（この報告書における排出量の計算は、環境省が示す原単位を用いており、これは削減計画や進行管理に用いている原単位とは異なっている。以下、PM も同じ。）

4 業種別の PM 排出量

……PM 排出量（業種毎及び事業者合計）

令和元年度における特定自動車からの PM 排出量合計は 3.3t/年であった。

業種別でみると、「物品賃貸業（業種番号 88）」（0.6t）と「廃棄物処理業（業種番号 85）」（0.6t）との合計で PM 排出量合計の 35.1%を占めた。

H25~R1 年度における NOx・PM 排出量

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
特定事業者数	557	555	527	504	501	492	483
NOx 排出量 (t)	247	221	203	213	184.3	147.9	136.7
PM 排出量 (t)	8.2	7.1	6.2	6.1	5.0	3.8	3.3

5 特定自動車の代替状況

……低公害車等への代替状況のとりまとめ（事業者合計及び業種毎）

平成 27 年度末と比べると、次世代自動車では、ハイブリッド自動車（3,636 台）やプラグインハイブリッド車（43 台）、電気自動車（177 台）、燃料電池自動車（12 台）が増加しており、ガソリン車では、平成 17 年規制適合＋75%低減以上の車両が 1,574 台増加して、平成 17 年規制適合＋50%低減以下の車両が 1,053 台減少した。軽油車では、ポスト新長期規制適合以上の車両が 5,243 台増加して、新長期規制適合以下の車両が 3,511 台減少するなど、より低公害な車両への代替が進んだ。

	現状の台数	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		増減	合計	
	計画提出の前年度末現在	減少台数	新規使用台数	減少台数	新規使用台数	減少台数	新規使用台数	減少台数	新規使用台数			
天然ガス	308	93	3	111		50	3	41		-289	19	
ハイブリッド	9,907	2,269	3,576	2,859	3,503	3,057	4,822	5,331	5,251	3,636	13,543	
プラグインハイブリッド	73	40	131	60	112	99	27	92	64	43	116	
（ガソリン・LPG除く）	新☆☆☆	4,614	830	789	754	700	777	844	883	1,639	728	5,342
	新☆☆☆☆以上	25,736	5,977	6,779	6,736	7,833	7,462	8,275	12,309	11,171	1,574	27,310
	他	3,912	749	143	672	169	636	301	678	341	-1,781	2,131
（ハイブリッド軽油除く）	新長期	520	119	8	56	11	68	5	37	2	-254	266
	新☆（新長期）	3,135	288	82	350	72	281	43	338	46	-1,014	2,121
	ポスト新長期以上	7,083	437	1,922	848	2,122	1,054	2,311	1,270	2,497	5,243	12,326
	他	4,388	736	138	747	156	724	170	590	90	-2,243	2,145
電気	193	28	47	153	33	34	240	80	152	177	370	
メタノール												
燃料電池	6		4	3	15	2	5	9	2	12	18	
合計	59,875	11,566	13,622	13,349	14,726	14,244	17,046	21,658	21,255	5,832	65,707	

ガソリン車なら 他 < 新☆☆☆（ポスト新長期、新長期） < 新☆☆☆☆（ポスト新長期、新長期）
 ディーゼル車なら 他 < 新長期 < 新☆（新長期） < ポスト新長期
 の順で強化された排ガス規制に適合した車両となります。

6 適正運転の実施等及び車両走行量の削減の実施状況

……取組項目毎のとりまとめ（事業者合計及び業種毎）

排出量抑制措置事項について、取組実績が多い順に「適正運転の実施」（449 者・93.0%）、「車両の維持管理」（447 者・92.5%）、「情報化の推進」（412 者・85.3%）、「公共交通機関の利用の促進」（397 者・82.2%）であった。